

船橋市監査委員告示第13号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の38第6項の規定に基づき、平成15年度から平成26年度包括外部監査結果に係る措置状況の通知があったので、同条同項の規定により公表する。

平成28年11月1日

船橋市監査委員	中 村 章
同	齋 藤 弘 之
同	鈴 木 いくお
同	大 矢 敏 子

年度 管理 番号	頁	監査対象	区分	報告書記載事項	現在の状況 (平成28年7月1日現在)
7	29	市民税課	監査 結果	法人市民税における資本金等の金額や従業者数のチェックが行われていない。	平成28年1月から稼働の新システムによって対応している。
27	40	債権管理課 (旧・納税課)	監査 結果	未納の市税債務の承認及び納税誓約書に分納を認める根拠が記録されていないため、分納を認める理由が十分に検討されていない。	地方税法において、徴収の猶予・換価の猶予が見直されたことに伴い、平成27年12月議会で市税条例の改正が行われ、それぞれについて定めが置かれた。 詳細については、国税庁の「納税の猶予等の取り扱い要領」に準じた取り扱いを行っている。
33	43	債権管理課 (旧・納税課)	監査 結果	市税の滞納金の分納不履行後の対応及び猶予が認められる基準が明確になっていない。	地方税法において、徴収の猶予・換価の猶予が見直されたことに伴い、平成27年12月議会で市税条例の改正が行われ、それぞれについて定めが置かれた。 詳細については、国税庁の「納税の猶予等の取り扱い要領」に準じた取り扱いを行っている。
112	142	都市整備課	監査 結果	再開発事業資金の貸付時に債務者の決算書等を入手したのみで、その後債務者の直近の決算状況や資金繰り状況等の資料を全く入手していない。	当該債権について、平成28年3月に、債権管理課と協議のうえ債権管理条例に基づき債権放棄を行った。
114	144	都市整備課	監査 結果	再開発事業資金貸付金の延滞について訴訟を提起していない。又、抵当権実行や強制執行による債権回収等も行われていない。	当該債権について、平成28年3月に、債権管理課と協議のうえ債権管理条例に基づき債権放棄を行った。
115	144	都市整備課	監査 結果	再開発事業資金貸付金の一定期間・金額を超える延滞については、遅延損害金を早期に調定・請求するよう内規を作り、その徴収の改善に努力すべきである。	当該債権について、平成28年3月に、債権管理課と協議のうえ債権管理条例に基づき債権放棄を行った。